

議 第 1 号
堺都観第1970号
平成27年3月19日

堺市屋外広告物審議会会長 様

堺市長 竹山 修身

屋外広告物の許可基準の変更について（諮問）

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）第29条の規定により、別紙の事項について、諮問します。

許可基準の変更について

屋外広告物の許可基準は、次のとおりとする。

(1) 許可区域の許可基準

※下線部は新たに設定

u003c/divu003e

許可区域		第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域
用途地域		第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（南部丘陵地域を除く）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨海部を除く）	工業専用地域（臨海部に限る）	市街化調整区域（南部丘陵地域に限る）
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	取付壁面の1/3以内	取付壁面の1/3以内	取付壁面につき <u>30㎡</u> 以内、かつ取付壁面の1/3以内
	範囲	【縦】 建造物の壁面高さの範囲内	【縦】 建造物の壁面高さの範囲内	【縦】 建造物の壁面高さの範囲内	【縦】 建造物の壁面高さの範囲内
		【横】 建造物の壁面幅の範囲内	【横】 建造物の壁面幅の範囲内	【横】 建造物の壁面幅の範囲内	【横】 建造物の壁面幅の範囲内
	その他	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない
—		—	—	【件数】 取付壁面における <u>掲出数4個以内</u>	
屋上広告物	面積	<u>1表示面につき30㎡</u> 以内、かつ、 <u>総面積120㎡</u> 以内	<u>1表示面につき40㎡</u> 以内、かつ、 <u>総面積160㎡</u> 以内	—	掲出不可
	範囲	【縦】 建造物の高さの <u>1/3</u> 以内、かつ、 <u>5m</u> 以内の長さ	【縦】 建造物の高さの <u>2/3</u> 以内、かつ、 <u>1.0m</u> 以内の長さ	【縦】 建造物の高さの <u>2/3</u> 以内、かつ、 <u>1.0m</u> 以内の長さ	
		【横】 建造物の幅の範囲内	【横】 建造物の幅の範囲内	【横】 建造物の幅の範囲内	

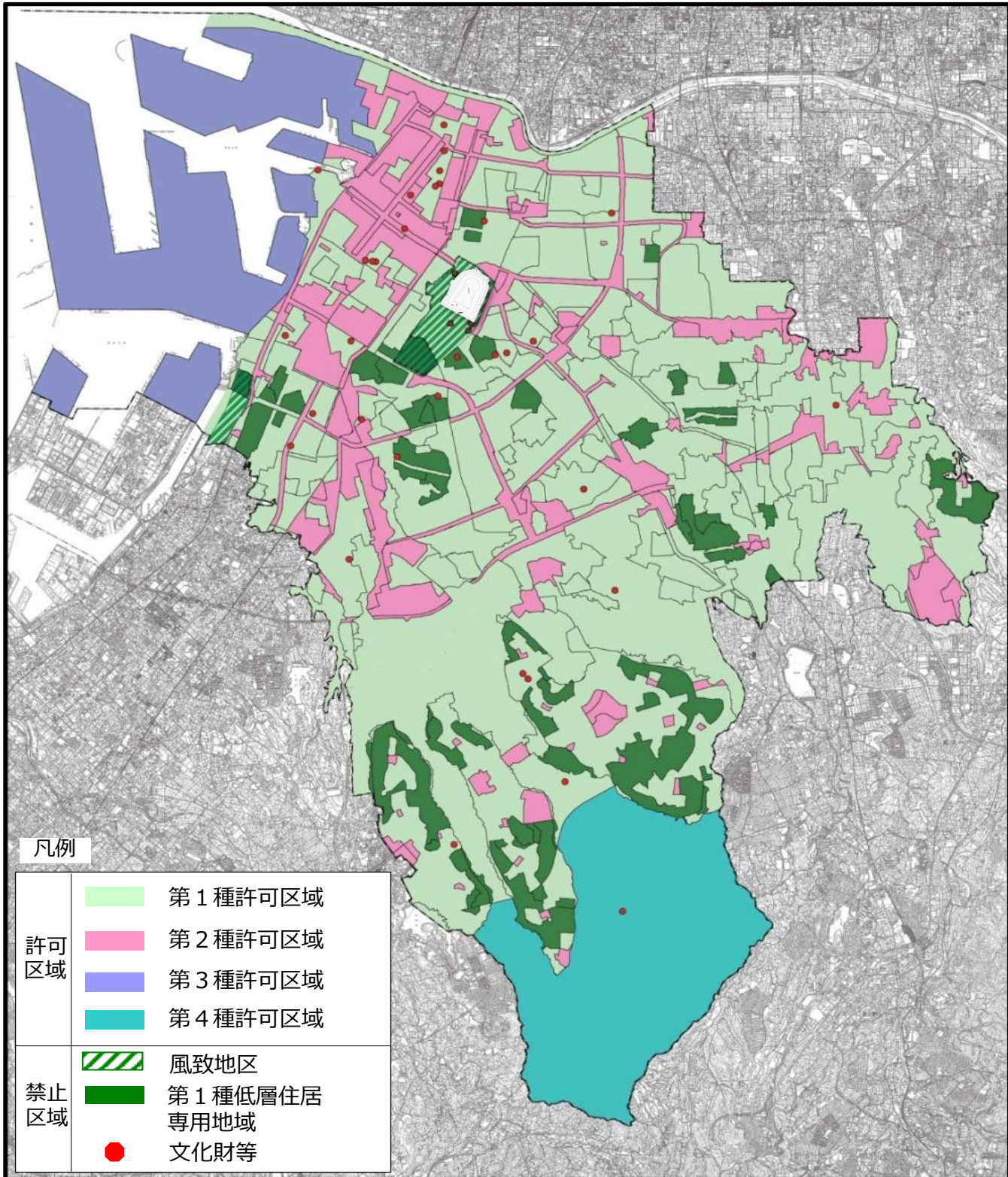
-2-

許可区域		第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域
自立広告塔ほか	面積	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内	1表示面につき20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内	—	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	範囲	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内）	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ15m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内）	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ15m以内	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内）
(1) 表示面が概ね横長の長方形であること (2) 照明を伴うものは、昼間の美観を損なわないこと (3) 周囲の建造物や景観と調和させること					

【変更理由】

土地利用に応じた基準とするため、許可基準が複雑に細分化されていた区域設定を、「住居系用途地域」、「商業・工業系用途地域」、「臨海部の工業専用地域」及び「南部丘陵地域」の4つの区域に区分し、それぞれの区域毎に、許可基準を設定するものである。

○許可区域図



(2)

○広告景観特別地区

地域特性を活かした景観形成に向けて、『良好な景観の保全』、『風格のある街並みの形成』又は『活力に満ちた賑わいの創出』のために、広告景観特別地区指定制度を創設し、地区特有の許可基準を設ける。

○広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）の許可基準

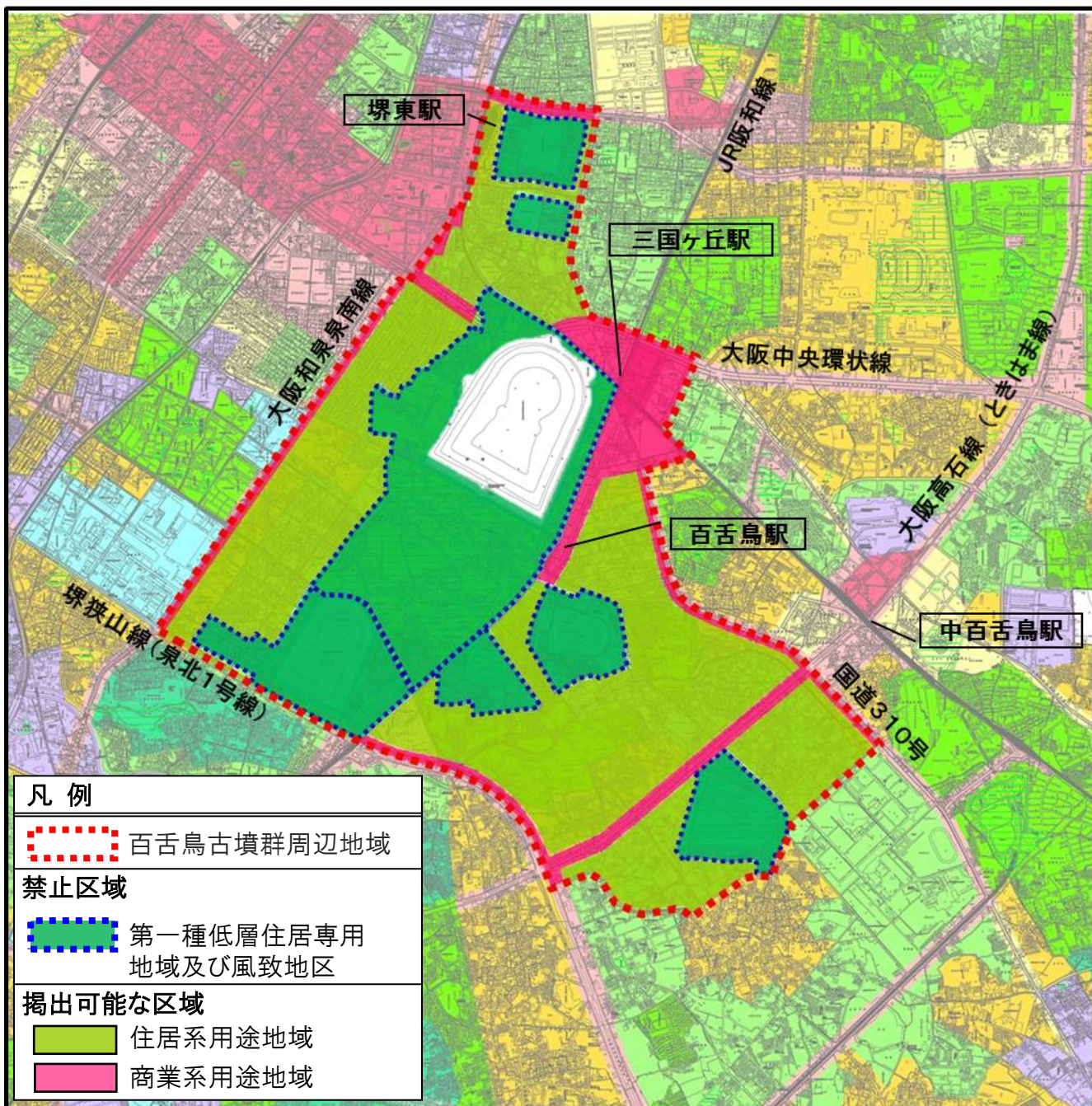
※下線部は新たに設定

区分	住居系用途地域	商業系用途地域
用途地域	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域（大仙風致地区を除く）、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	近隣商業地域、商業地域
壁面広告物	面積 (1) <u>1敷地あたりの表示面積の合計は10㎡以内</u> (2) 取付壁面の1/3以内	取付壁面の1/3以内
	範囲 【縦】 建造物の壁面高さの範囲内	【縦】 建造物の壁面高さの範囲内
	【横】 建造物の壁面幅の範囲内	【横】 建造物の壁面幅の範囲内
	【掲出高さ】 <u>地上から最上端までの高さ6m以内</u>	—
その他	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない	【構造】 開口部（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない
屋上広告物	<u>掲出不可</u>	<u>掲出不可</u>
自立広告塔ほか	面積 <u>1表示面につき5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内</u>	<u>1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内</u>
	範囲 【掲出高さ】 <u>地上から最上端までの高さ6m以内</u>	【掲出高さ】 <u>地上から最上端までの高さ10m以内</u>
	その他 【件数】 <u>1敷地あたり2物件以内（自立広告塔）</u>	【件数】 <u>1敷地あたり2物件以内（自立広告塔）</u>
<p>(1) 表示面が概ね横長の長方形であること</p> <p>(2) 照明を伴うものは、昼間の美観を損なわないこと</p> <p>(3) 周囲の建造物や景観と調和させること</p> <p>(4) 自家用広告物以外の広告物（非自家用広告物）は掲出不可</p> <p>(5) <u>百舌鳥古墳群周辺地域内にある7㎡以内の自家用広告物（適用除外）は、当該地域の許可基準に適合するものとする（第一種低層住居専用地域及び風致地区にあっては、住居系用途地域に準じる）</u></p>		

【変更理由】

百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定し、歴史資産として普遍的な価値を有する百舌鳥古墳群との調和を図り、当該地域の特性にふさわしいまちなみを形成するため、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制及び市街地と百舌鳥古墳群との一体的な景観形成の観点から、許可基準を定めるものである。

広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）



(3) 個別の許可基準

※下線部は新たに設定

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数	
電柱を利用する 広告物等	もの 突き出して 取付ける	【縦】 <u>1.2 m以内</u> 【横】 <u>0.45 m以内</u>	(1) 地上から最下端までの距離 4.5 m以上。 <u>ただし、歩道上の場合は2.5 m以上</u> (2) 電柱との間隔 0.15 m以内	(1) 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする。 (2) けい光塗料以外の塗料を用いること。	電柱1本につき1個
	けるもの 巻き付けて 取り付	【縦】 1.5 m以内 【横】 電柱の円周の 範囲内	<u>地上から最下端までの距離1.2 m以上</u>	(1) 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする。 (2) けい光塗料以外の塗料を用いること。	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。 <u>ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。</u>)
する 広告物等	バス 停留所 標識を 利用	【縦】 <u>0.6 m以内</u> 【横】 0.45 m以内	—	(1) 地色は、赤色、黄色その他これに類する色以外の色とすること。(看板の場合に限る。) (2) けい光塗料以外の塗料を用いること。(看板の場合に限る。)	2面以内(進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。)
する 広告物等	バス 停留所 上屋を 利用	<u>1表示面2㎡以内。ただし、バス停留所名等の表示は除く。</u>	(1) <u>上屋の幅及び高さの範囲内</u> (2) <u>上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外であること。</u>	<u>動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しないこと。</u>	<u>上屋1基当たり2面以内であること。ただし、運転者に訴求するものとならない場合は、4面以内とすることができる。</u>
広告物等	消火 栓標識 を利用 する	【縦】 <u>0.4 m以内</u> 【横】 <u>0.8 m以内</u>	<u>地上から最下端までの距離4.5 m以上。</u> <u>ただし、歩道上の場合は2.5 m以上</u>	—	—

備考 禁止区域の適用は除外する。

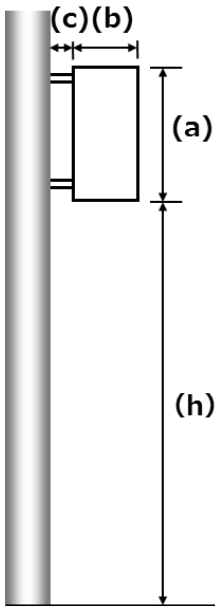
【変更理由】

近年の多様化する広告物に対応するため、新たに個別基準を設定するものである。

参考2

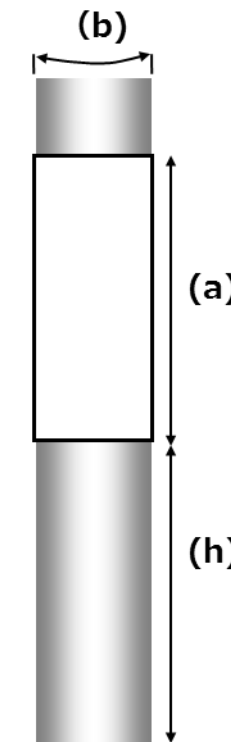
【電柱を利用する広告物等】

・突き出して取付けるもの



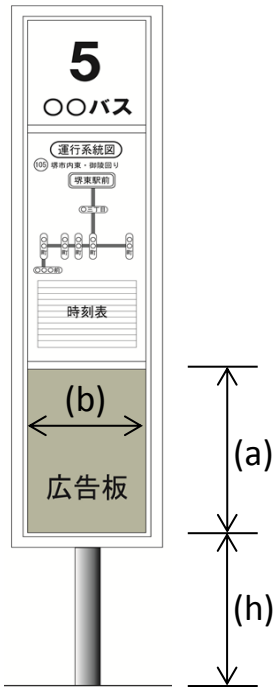
	現 行	改正案
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 2.0 m以内 横(b) : 0.5 m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 1.2 m以内 横(b) : 0.45 m以内
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離(h) : 4.5 m以上 電柱との間隔(c) : 0.15 m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離(h) : 4.5 m以上 <u>ただし、歩道上の場合は2.5 m以上</u> 電柱との間隔(c) : 0.15 m以内
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること 	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること
掲出個数	<ul style="list-style-type: none"> 電柱1本につき1個 	<ul style="list-style-type: none"> 電柱1本につき1個

・巻き付けて取付けるもの



	現 行	改正案
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 1.5 m以内 横(b) : 電柱の円周の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 1.5 m以内 横(b) : 電柱の円周の範囲内
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離(h) : 1.9 m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離(h) : <u>1.2 m以上</u>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること 	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること
掲出個数	<ul style="list-style-type: none"> 電柱1本につき1個(道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 電柱1本につき1個(道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。) <u>ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。</u>

【停留所標識を利用する広告物等】



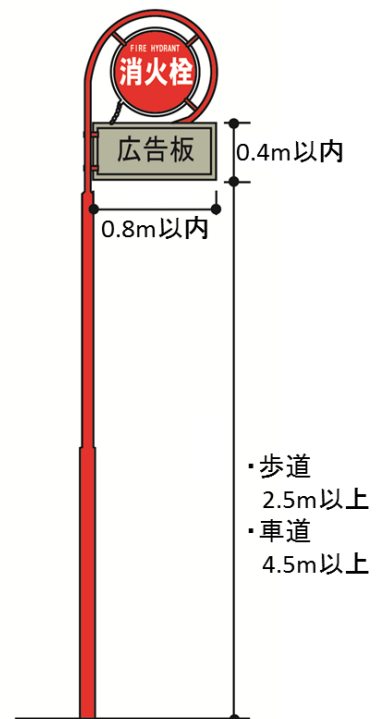
	現 行	改正案
大 小	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 0.45m以内 横(b) : 0.45m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦(a) : 0.60m以内 横(b) : 0.45m以内
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離(h) : 0.7m以上 	—
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること 	<ul style="list-style-type: none"> 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする けい光塗料以外の塗料を用いること
掲出個数	<ul style="list-style-type: none"> 2面以内（進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 2面以内（進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。）

【バス停上屋を利用する広告物等】

具体例



【消火栓標識を利用する広告物等】



議 第 2 号
堺都観第1970号
平成27年3月19日

堺市屋外広告物審議会会長 様

堺市長 竹山 修身

屋外広告物の禁止区域の変更について（諮問）

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）第29条の規定により、別紙の事項について、諮問します。

禁止区域の変更について

禁止区域として市長が指定する道路の区間及び当該道路の区間内に接続する区域は、次の表のとおりとする。（非自家用広告物を掲出禁止） ※下線部は新たに設定

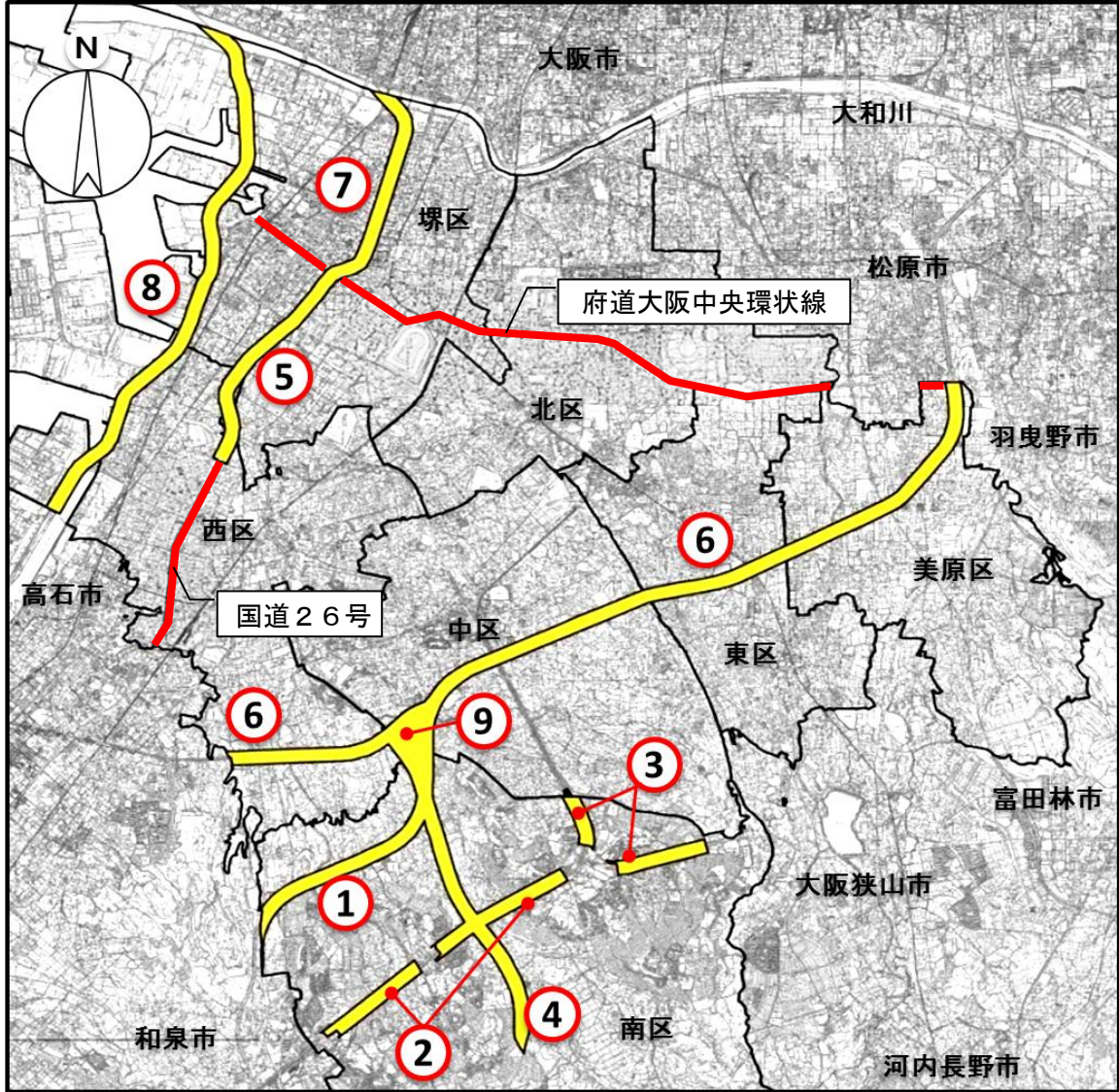
禁止区域として市長が指定する道路 (本市の区域内に限る。)	禁止区域として市長が指定する区域 (本市の区域内に限る。)
① 高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道） (府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までに限る。)	路端から両側100メートル未満の区域
② 府道富田林泉大津線 (府道堺泉北環状線の内側の部分に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。)	
③ 府道堺狭山線 (府道堺泉北環状線の内側の部分に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。)	
④ 府道堺かつらぎ線 <u>(府道泉大津美原線との交点から府道堺泉北環状線（南線）の交点までに限る。)</u>	
⑤ 一般国道26号 <u>(国道310号との交点から市道浜寺船尾線との交点までに限る。)</u>	
⑥ 府道泉大津美原線 (都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。)	
⑦ 府道高速大阪堺線（阪神高速道路）	
⑧ 府道高速湾岸線（阪神高速道路）	
⑨ 高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道）、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線	

【変更理由】

現在の社会環境に応じた基準とするため、野立て広告等の非自家用広告物を禁止する区域（沿道禁止区域）として、土地利用状況や市街化の状況に合わせた道路の指定とともに、これまでの不均一な区域から、道路端より両側100メートル幅に統一するなど、わかりやすい区域設定に見直すものである。

参考

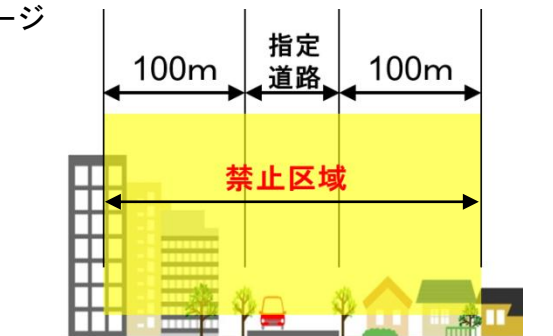
○沿道禁止区域



凡例

- ①～⑨ 沿道禁止区域
(指定道路の道路端より
両側 100m の範囲)
- 指定解除
(府道大阪中央環状線
国道 26 号の一部区間)

イメージ



議 第 3 号
堺都観第1970号
平成27年3月19日

堺市屋外広告物審議会会長 様

堺市長 竹山 修身

適用除外となる広告物及びその基準について（諮問）

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）第29条の規定により、別紙の事項について、諮問します。

適用除外となる広告物及びその基準について

新たに適用除外となる広告物及びその基準は、次のとおりとする。

○公共的取組に寄与する広告物の基準

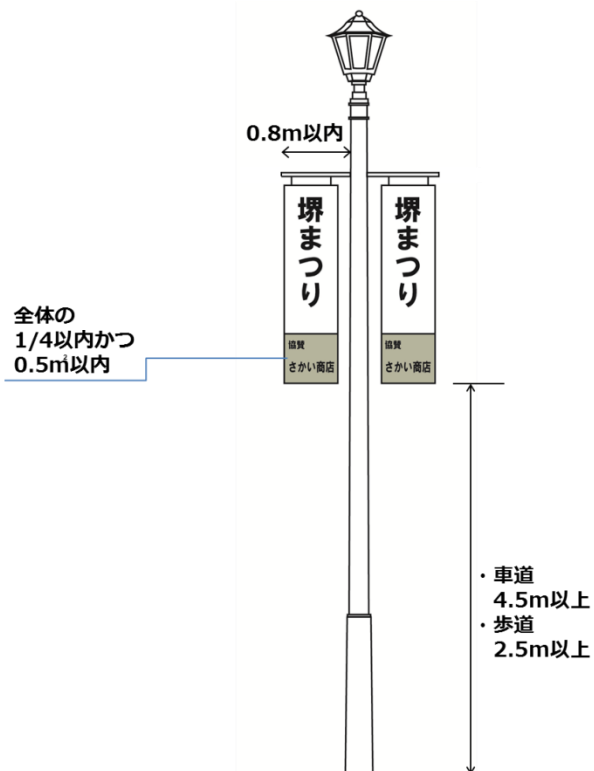
掲 出 要 件	「広告料を公共的な取組に係る費用へ充当する」旨の記載	
	周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること	
	広告面積(スポンサー表示面積)	バナー全体面積の1/4以内、かつ0.5㎡以内
	突出し幅	0.8m以内
	地上から最下端までの距離	車道 4.5m以上 歩道 2.5m以上

【変更理由】

まちの活性化や賑わいの創出及び公共の負担軽減を図るため、禁止区域及び禁止物件の適用除外規定を新たに設け、公共的なイベントのスポンサー付きバナー広告等の掲出ができるようにするものである。

参 考

公共的取組に寄与する広告物
(スポンサー付バナー広告)



大規模屋外広告物について

景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある広告物として、新規許可又は変更許可の申請に先立ち、市長と協議しなければならない行為及び対象規模等は、次のとおりとする。

行為の種類	広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は掲出物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更
対象規模	広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの
配慮事項	(1) 建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう工夫する。 (2) 広告物は掲出位置やデザイン、色使い等に統一感を図るよう配慮する。 (3) できる限り、隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心がける。

【変更理由】

屋外広告物に関する手続きの一元化を図るため、旧堺市景観条例に基づき行われてきた大規模屋外広告物に係る事前協議手続きを屋外広告物条例に基づく規定とし、景観に対する配慮事項を追加するものである。

更新許可申請書の添付図書の見直しについて

更新申請書の添付図書を次のとおりとする。

添付図書		新規申請	更新申請	
			現行	改正後
現況カラー写真(2方向以上)		○	○	○
付近見取図		○		○
配置図		○		○
図面関係	平面図	○		○
	立面図	○		○
	意匠図	○		○
	構造図	○		○
委任状		△	△	△
道路占用許可書(写し)		△	△	△
承諾書		△	△	△
自主点検結果報告書			△	△

【変更理由】

更新申請手続きに係る事務や、申請者側の広告物及び申請図書の管理に関する効率化を図るため、更新申請の添付図書を新規申請と同様とするものである。